



国際協力銀行

JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION



株式会社
国際協力銀行 (JBIC)

JBIC 中国レポート

2014年 **3・4** 月号

新公布法令・改正法令情報.....	2
主な新公布法令.....	2
新公布法令解説 1.....	6
会社登録資本制度の改革について	
新公布法令解説 2.....	12
経営者の集中に係る簡易案件の適用標準に関する暫定施行規定	
新公布法令解説 3.....	15
税関保税貨物国内販売課税価格査定弁法及び税関輸出入貨物課税価格査定弁法	
中国智库－ 寄稿（毎号掲載） 富士通総研経済研究所 主席研究員 柯 隆.....	20
全人代の開会とリコノミクスの行方	
コラム － 国際協力銀行 北京首席駐在員 菊池 洋・専員 陳 現廷.....	29
日本企業の対中直接投資の質的变化	

JBIC 中国レポート

本レポートは、株式会社国際協力銀行 北京代表処が、日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考として役立ちそうな投資、金融、税制等にかかる現地の情報を集め、配信させて頂くものです。本レポートに関するご質問・ご要望等ございましたら、当代表処までご照会下さい。

また、本レポートはホームページでも御覧頂けます。

(<http://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/china>)

株式会社国際協力銀行 北京代表処
菊池 洋

新公布法令・改正法令情報

主な新公布法令【1】

(直近 3 ヶ月にて公布された新法令のうち、特に重要と思われるものについて会社設立・M&A、債権管理、労務管理、税関管理、税務・会計、外貨管理、その他の項目別にとりまとめたもの。また、法令名が**太字**の法令等については解説等を掲載。)

・ 会社設立・M&A

法令名：	登録資本登記制度改革案の印刷発布に関する通知		
公布部門：	国務院	文書番号：	国発〔2014〕7号
公布日：	2014年2月7日	施行日：	—
概要等：	本通知は、「国務院機構改革及び職能転換方案」に基づき、登録資本払込引受登記制の実行、登録資本登記条件の緩和、年度検査制度の改革及び住所（経営場所）登記手続の簡素化等について定める一方で、附属文書として、「暫定的に登録資本払込引受登記制を実行しない業種」のリストを公表するものである。 →新公布法令解説 1		
法令名：	経営者の集中に係る簡易案件の適用標準に関する暫定施行規定		
公布部門：	商務部	文書番号：	商務部公告 2014 年第 12 号

¹ 本来、法令の公布は、中央性法規については国務院の、地方性法規については地方人民代表大会常務委員会の承認を経てなされる。本レポートでは、かかる公布手続きを経たことが確認できない法令、規範性文書（法令以外の文書）についても、便宜上、その発出日を公布日として表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している（「—」は未確認の意）。また一部法令については、遡及施行されている。

例) 企業所得税法に基づき制定された税務通達

公布日：2009年7月1日、施行日：2008年1月1日（遡及適用）。

また、文書番号の文字部分は、法令公布部門を表す。

公布日：	2014年2月11日	施行日：	2014年2月12日
概要等：	本規定は、経営者の集中に係る案件のうち簡易案件とすべきものの判断基準及び例外基準を定めるとともに、簡易案件に対する認定の取消し事由についても定めたものである。 →新公布法令解説 2		
法令名：	一部の行政法規の廃止及び改正に関する決定		
公布部門：	国务院	文書番号：	国务院令 第 648 号
公布日：	2014年2月19日	施行日：	2014年3月1日
概要等：	本決定は、「中外合資経営企業の合営各当事者の出資に係る若干の規定」（対外経済貿易部/国家工商行政管理总局、1988年3月1日施行）及び『「中外合資経営企業の合営各当事者の出資に係る若干の規定」の補充規定」（対外貿易経済合作部/国家工商行政管理总局、1997年9月29日公布）を廃止するとともに、「会社登記管理条例」、「中外合資経営企業法实施条例」、「中外合作経営企業法実施細則」及び「外資企業法実施細則」等の8つの行政法規の一部を改正することを定めたものである。 →新公布法令解説 1		
法令名：	会社登録資本登記管理規定		
公布部門：	国家工商行政管理总局	文書番号：	国家工商行政管理总局令 第 64 号
公布日：	2014年2月20日	施行日：	2014年3月1日
概要等：	本規定は、今般の「会社法」の改正（2013年12月28日中華人民共和国主席令第8号により公布、2014年3月1日施行）及び「会社登記管理条例」の改正（上記「一部の行政法規の廃止及び改正に関する決定」参照）に対応し、会社登録資本に係る登記管理についての規範を定めたものである。本規定の施行により、2006年1月1日に施行された同名の法令（国家工商行政管理总局令 第 22 号）、「出資持分出資登記管理弁法」（国家工商行政管理总局令 第 39 号、2009年3月1日実施）、「会社債権持分転換登記管理弁法」（国家工商行政管理总局令 第 57 号、2012年1月1日施行）【2】はそれぞれ廃止される。 →新公布法令解説 1		
法令名：	「会社法」の適用に係る若干の問題に関する規定の改正に関する決定		
公布部門：	最高人民法院	文書番号：	法积〔2014〕2号
公布日：	2014年2月20日	施行日：	2014年3月1日
概要等：	本決定は、今般の「会社法」の改正（2013年12月28日中華人民共和国主席令第8号により公布、2014年3月1日施行）に対応し、従前の関連する司法解釈である『「会社法」の適用に係る若干の問題に関する規定(1)』、「同(2)」及び「同(3)」について相応の改正を加えるものである。 →新公布法令解説 1		

2 同弁法の詳細については、本レポート 2012年1・2月号新公布法令解説 1 も参照。

・ 労務管理

法令名：	労務派遣暫定施行規定		
公布部門：	人力資源及び社会保障部	文書番号：	人力資源及び社会保障部令第 22 号
公布日：	2014 年 1 月 24 日	施行日：	2014 年 3 月 1 日
概要等：	本規定は、2013 年 7 月 1 日から施行された「労働契約法」の改正（国家主席令第 73 号）内容である労務派遣に関する部分につき【3】、労働者の使用範囲及び使用比率、労働契約及び労務派遣合意の締結及び履行、労働契約の解除及び終了、地区を跨ぐ労務派遣の社会保険に関する各事項等について定めたものである。		

・ 税関管理

法令名：	税関国内販売保税貨物課税価格査定弁法		
公布部門：	税関総署	文書番号：	税関総署第 211 号令
公布日：	2013 年 12 月 25 日	施行日：	2014 年 2 月 1 日
概要等：	本弁法は、従前は「税関輸出入貨物課税価格査定弁法」（税関総署第 148 号令、2006 年 5 月 1 日施行）において規律されていた保税貨物を国内販売する際の価格の確定に関するルールにつき、独立した法令として定めたものである。保税貨物の国内販売においても、その貨物の課税価格は原則として成約価格を基礎として審査確定される（同弁法第 3 条）。 →新公布法令解説 3		

法令名：	税関輸出入貨物課税価格査定弁法		
公布部門：	税関総署	文書番号：	税関総署第 213 号令
公布日：	2013 年 12 月 25 日	施行日：	2014 年 2 月 1 日
概要等：	本弁法は、税関における輸出入貨物の課税価格を審査・確定の際のルールを定めた同名の法令（税関総署第 148 号令、2006 年 5 月 1 日施行）を廃止し、同様の事項についての定めを改めて公布・施行したものである。従前は適用対象となっていた保税貨物の国内販売価格の確定については、本弁法第 3 条により、本弁法の適用外となっている。 →新公布法令解説 3		

・ 税務・会計

法令名：	クロスボーダー電子商取引における小売・輸出に係る税収政策に関する通知		
公布部門：	財政部/国家税務総局	文書番号：	財税[2013]96 号
公布日：	2013 年 12 月 30 日	施行日：	2014 年 1 月 1 日
概要等：	本通知は、2013 年 8 月 21 日に国务院令より公布された「クロスボーダー電		

³ 同法の改正の詳細については、本レポート 2013 年 1・2 月号の新公布法令解説を参照。

子商取引における小売・輸出の支持に係る政策の実施に係る意見の転送発布に関する通知」(国弁発[2013]89号)を受け、クロスボーダー電子商取引における小売・輸出の際の増値税及び消費税の税還付・免除政策に関する事項について定めたものである。

・ 外貨管理

法令名： 「外債転貸付外貨管理規定」の印刷発布に関する通知
 公布部門： 国家外貨管理局 文書番号： 匯発[2014]5号
 公布日： 2014年1月24日 施行日： 2014年3月1日
 概要等： 本通知は、外貨管理手続の簡素化の一環として、外債を貸付に転換する際の外貨管理方式を改革することを定めたものであり、その内容としては、外貨管理局における取引ごとの登記及び両替審査認可の取消し(集中登記の実行)、貸付転換口座開設の際の審査承認の取消し、関連資金の振替・両替に関する事項等が含まれる。

・ その他

法令名： 価格違法行為通報処理規定
 公布部門： 国家発展及び改革委員会 文書番号： 国家発展及び改革委員会令第6号
 公布日： 2014年1月15日 施行日： 2014年5月1日
 概要等： 本規定は、「価格法」(1997年12月29日国家主席令第92号により公布、1998年5月1日施行)その他関連する法律、法規に基づき、価格違法行為の通報の際の受理・処理、和解等に関するルールにつき定めたものである。本規定の施行により、2004年8月10日に公布された「価格違法行為通報規定」(国家発展改革委員会令第15号、2004年10月1日施行)は廃止される。

法令名： ネットワーク取引管理法
 公布部門： 国家工商行政管理総局 文書番号： 国家工商行政管理総局令第60号
 公布日： 2014年1月26日 施行日： 2014年3月15日
 概要等： 本弁法は、主として中国国内におけるネットワーク取引及び関係サービスに従事する経営者及び第三者取引プラットフォーム経営者に対し、これらの取引・サービスにあたってのルールにつき、消費者権益保護、不正競争防止、商標、電子署名等の各種方面からの事項について定めたものである。本弁法の施行により、2010年5月31日に公布された「ネットワーク商品取引及び関係サービス行為管理暫定施行弁法」(国家工商行政管理総局令第49号、2010年7月1日施行)は、廃止される。

新公布法令解説 1

会社登録資本制度の改革について

2013 年 12 月 28 日、全国人民代表大会常務委員会から、他の 6 つの法律の改正と併せて「会社法」の改正に関する決定が公布され【4】、同法の改正は 2014 年 3 月 1 日から施行されている。この改正における主な変更点としては、①営業許可証における払込済資本の記載の不要化、②最低資本金制度の原則的撤廃、③出資払込時期制限の撤廃、④現物出資比率の撤廃、⑤出資検査の不要化、等が挙げられ、会社の登録資本に関するものが中心となっている【5】【6】。

また、国務院からは 2014 年 2 月 7 日に「登録資本登記制度改革方案の印刷発布に関する通知」(国発〔2014〕7 号)を公布し、この改革方案(以下、「本改革方案」という。)において、登録資本払込引受登記制の実行、登録資本登記条件の緩和等を含む登記制度改革を定めた(なお、一方では附属文書として「暫定的に登録資本払込引受制を実施しない業種」のリストを公表している。)

そして、国務院は本改革方案による改革を実行するため、更に「一部の行政法規の廃止及び改正に関する決定」【7】を公布し、これらの改革に関連する行政法規を整備した。

これらを受けて国家工商行政管理総局からは、関連する部門規則の改正を決定するとともに【8】、新たな「会社登録資本登記管理規定」【9】を公布して登録資本制度の改革を具体化する細則を定めた。

以上の各種法令に基づく登録資本制度の改革は、外商投資企業を含む各種企業において、実務的にも相当程度の影響が生じるものと考えられることから、簡単ではあるが以下において紹介する。

1. 本改革方案の具体的内容

本改革方案の内容は、登録資本に関する改革のほか、年度検査制度の改革、住所(経営場所)登記手続の簡素化、登記管理の電子化、市場主体の監督管理の厳格化・市場秩序の維

4 『海洋環境保護法』等の七部の法律の改正に関する決定(中華人民共和国主席令第 8 号)

5 会社法の改正内容については、既に多数の情報が出ており、多くの読者にとって周知のことと思われるため、本稿では詳細についての紹介を割愛させていただく。

6 この改正を受けて、従前存在していた会社法の適用に関する最高人民法院の司法解釈も対応する改正が行われている(『会社法』の適用に係る若干の問題に関する規定の改正に関する決定(法釈〔2014〕2 号、2014 年 2 月 20 日公布、同年 3 月 1 日施行))。

7 2014 年 2 月 19 日国務院令第 648 号公布、同年 3 月 1 日施行。

8 『中華人民共和国企業法人登記管理条例施行細則』、『外商投資組合企業登記管理規定』、『個人獨資企業登記管理規定』及び『個体工商戸登記管理弁法』等の規則の改正に関する決定(2014 年 2 月 20 日国家工商行政管理総局令第 63 号公布、同年 3 月 1 日施行)。

9 2014 年 2 月 20 日国家工商行政管理総局令第 64 号公布、同年 3 月 1 日施行。

持保護（市場主体信用情報公示システムの構築等）等の事項に亘っているが、登録資本に関連する内容は次のとおりであり、基本的に先に行われた会社法の改正に則っているとと言える。即ち、政府は今後、原則として会社の登録資本の払込みに関する事項を管理せず、会社の出資者・発起人らの裁量に委ねるが、その反面で自らが社会に対して責任を負うべきであるとの発想と理解できる【10】。

(i) 登録資本の払込引受登記制の実行：

- ・会社株主（有限責任会社の場合には出資者。以下同じ）が引き受けた出資総額又は発起人が引き受けた株式総額を工商行政管理機関に登録しなければならない。

- ・会社株主又は発起人は、その引受出資額・出資方式・出資期限等を自主的に約定し、かつ、会社定款に記載しなければならない。

- ・有限責任会社の株主は、その引き受けた出資額を限度として会社に対して責任を負い、株式有限会社の株主はその引き受けた株式を上限として会社に責任を負う。

- ・会社は、株主が引き受けた出資額又は発起人が引き受けた株式（出資持分）、出資方式、出資期限及び払込状況を、市場主体信用情報公示システムを通じて社会に対して公示しなければならない。

- ・会社株主又は発起人は、出資の払込状況の真実性・適法性に対して責任を負う。

(ii) 登録資本の登記条件の緩和【11】：

- ・最低登録資本の制限（有限責任会社は3万元、一人有限責任会社は10万元、株式有限会社は500万元）を取り消す。

- ・会社設立時の株主又は発起人全体の初回出資比率を制限しない。

- ・会社株主又は発起人全体の貨幣による出資金額が登録資本に占める割合を制限しない。

- ・会社株主又は発起人による出資の満額払込の期限を制限しない。

(iii) 会社の実際払込資本を工商登記事項としない。

(iv) 会社登記の際に、出資検査報告の提出を必要としない。

(v) 現行の法律、行政法規及び国务院の決定に登録資本実際払込登記制を実行することが明確に規定されている機構（銀行業金融機構、証券会社、保険会社、労務派遣企業、小額貸付会社等）については従前の規定に則り執行する。

2. 廃止及び改正された行政法規等

そもそも行政法規とは、国务院が憲法及び法律に基づき、法律の規定の執行のために必要な事項及び憲法所定の国务院の行政管理職権の事項について定める規範であるが【12】、

10 なお、本改革方案の骨子については、2013年10月25日の国务院常务会议において既に示されていたといえ（中央人民政府ホームページ：http://www.gov.cn/dhd/2013-10/27/content_2516227.htm等参照）、この目的としては、創業コストを低下させ、社会投資活力を刺激することであるとされる。

11 いずれも、法律・行政法規及び国务院の決定により、特定の業種について登録資本最低限度額に対する別段の規定がある場合を除く。

12 「立法法」（全国人民代表大会、主席令第31号、2000年7月1日施行）第56条第1項、第2項参照。

本改革方案を受け、冒頭で紹介した「一部の行政法規の廃止及び改正に関する決定」に基づき次の各行政法規が廃止・改正されている。

(i) 廃止されたもの

- ・「中外合資経営企業の各当事者の出資に関する若干の規定」(1987 年 12 月 30 日国務院認可、1988 年 1 月 1 日対外経済貿易部/国家工商行政管理局により公布、1988 年 3 月 1 日施行)
- ・「中外合資経営企業の合営各当事者の出資に係る若干の規定の補充規定」(1997 年 9 月 2 日国務院認可、同年 9 月 29 日対外貿易経済合作部/国家工商行政管理局により公布)

(ii) 改正されたもの (主要なもの)

- ・「会社登記管理条例」
- ・「企業法人登記管理条例」
- ・「中外合資経営企業法実施条例」
- ・「中外合作経営企業法実施細則」
- ・「外資企業法実施細則」
- ・「組合企業登記管理弁法」

これらのうち、廃止された 2 件の行政法規については、いずれも中外合資経営企業 (中外合弁企業) における出資の方式、出資期限等を定めていたものであり、本改革方案の内容に適合しなくなったものである。一方、改正された行政法規についても、基本的に登録資本制度に関する条項について、本改革方案に沿った改正 (「払込済資本」に関する条項の削除等) が行われている。

また、新規に規定された条項としては、一部の行政法規において、(α) 会社等に対して毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までに、企業信用情報公示システムを通じて会社登記機関に対して前年度の年度報告を送付し、かつ、社会に対して公示する義務を負わせた点 (会社登記管理条例改正後第 58 条第 1 項、企業法人登記管理条例改正後第 24 条第 1 項、組合企業登記管理弁法改正後第 32 条第 1 項等)、(β) 国が電子営業許可証を推進し、電子営業許可証は紙ベースの営業許可証と同等の法的効力を有する旨を明記している点 (会社登記管理条例改正後第 59 条第 2 項、企業法人登記管理条例改正後第 25 条第 4 項、組合企業登記管理弁法改正後第 33 条第 2 項等) が挙げられる。なお、このうち (α) については当該各条第 2 項において「年度報告において公示する内容及び監督検査弁法は、国務院が制定する。」旨が、(β) については会社登記管理条例改正後第 63 条において、電子営業許可証基準については国家工商行政管理総局が統一して制定する。」旨がそれぞれ規定されており、今後の国務院による制定が待たれる。

このほか、脚注 5 で紹介した国家工商行政管理総局による決定 (国家工商行政管理総局令第 63 号) により、「企業法人登記管理条例施行細則」、「外商投資組合企業登記管理規定」等の部門規則【13】が改正されているが、これらの改正についても同様に本改革方案の内

13 部門規則とは、国務院の各部、委員会、中国人民銀行、会計検査所及び行政管理職能を有する直属機

容に沿ったものであり、上記（α）及び（β）と同様の規定が見られる（（α）につき企業法人登記管理条例施行細則改正後第 55 条第 1 項及び外商投資組合企業登記管理規定改正後第 47 条、（β）につき企業法人登記管理条例施行細則改正後第 56 条第 2 項）。

3. 新たな「会社登録資本登記管理規定」の内容

新たな「会社登録資本登記管理規定」（以下、「新規定」という。）は、以上のような改革の文脈において、改正された会社法及び会社登記管理条例等の関係規定に基づいて制定されたものである。従前から同名の法令が存在していたが（以下、この法令を「旧規定」という。）、それに比べて次のような変更点が存在している。

（1）登録資本の定義

登録資本の定義を定める条項については旧規定と新規定において変更がなく、有限責任会社及び発起設立方式による株式有限会社においては「出資者（発起人）全体が引き受けた出資額（株式資本総額）である」とされ、募集設立方式による株式有限会社においては「払込済株式資本総額である」とされる（第 2 条）。

しかしながら、新規定においては「法律、行政法規及び国务院の決定に実際払込みを執行する旨が定められている場合には実際に払い込んだ出資額又は払込済株式総額を登録資本とする」旨の条項が新設され（新規定第 2 条第 4 項）、これと本改革方案の内容並びに会社法及び会社登記管理条例の関連事項の改正（「払込済資本」に係る条項の削除等）と相俟って、従前どおりの登録資本実際払込制を維持することが明確にされている一部の種類の業種を除いては実際の払込に対する管理が行われなくなったことが、細則レベルにも落とし込まれたものと解される。

（2）出資持分出資に関する規定

新規定においては、新規定により廃止された「出資持分出資登記管理弁法」【14】において規定されていた出資持分をもって行なう出資（出資持分出資）に関する条項が新設されている（第 6 条）。同条においては、出資持分出資が可能な出資持分として「権利帰属が明確であり、権能が完全であり、かつ、法により譲渡可能なもの」である必要があるとされ、出資として用いることができない場合として次の事由を列挙している（同条第 2 項及び第 3 項）。

- （i）既に質権が設定されているとき。
- （ii）出資持分所在会社の定款において譲渡してはならない旨が約定されているとき。

構が法律並びに国务院の行政法規、決定及び命令に基づき当該部門の権限範囲内において制定する、法律又は国务院の行政法規、決定若しくは命令の執行に係る事項を規定する規則をいう（立法法第 71 条第 1 項）。

¹⁴ 国家工商行政管理総局令第 39 号、2009 年 3 月 1 日実施。

(iii) 法律、行政法規又は国务院の決定により出資持分所在会社の出資者による出資持分譲渡につき認可を経るべきであると規定されているのに認可を経ないとき。

(iv) 法律、行政法規又は国务院の決定の規定により譲渡してはならないその他の事由

この点、「出資持分出資登記管理弁法」においては上記のほか、「全額払い込まれていない登録資本」及び「既に法により凍結されている登録資本」についても出資として用いることができない場合に含まれていたが、新规定においては含まれていない。

なお、出資持分出資は現物出資の一部であることから、「出資持分出資登記管理弁法」においては、出資として用いる出資持分について評価機構による評価を必要とし、他の現物出資資産との合計が被投資会社の登録資本の 70%を上回ってはならない等の規定が存在していたが、今回の登録資本改革に伴い現物出資に対するこのような制限が廃止されたことから、出資持分出資においてもこのような制限がなくなった。

このほか、新规定第 22 条は、新规定が外商投資の会社登録資本の登記管理にも適用があることを明確に定めているが、一方で外商投資企業については別途、商務部による「外商投資企業にかかわる持分出資に関する暫定施行規定」^{【15】}が存在し、この暫定施行規定においても上記と同様の現物出資に対する比率制限等が存在する。この点、この暫定施行規定は商務部により制定されたものであるため、新规定によってもこの暫定施行規定が廃止されるものではないが^{【16】}、会社法改正及び国务院の決定の文脈を有する今回の改革は外商投資企業をも対象とするものと思われるため、この暫定施行規定の関連条項も今後、同様の改正が行われていくものと予想される^{【17】}。

(3) 会社に対する債権の出資持分への転換に関する規定

新规定においては、新规定により廃止された「会社債権持分転換登記管理弁法」^{【18】}において規定されていた、会社に対する債権の出資持分への転換（いわゆる DES）に関する条項も新設されている（新规定第 7 条）。

同条においては、会社出資持分に転換することができる債権として、上記弁法と同様の次の 3 つの類型を列挙している。

(i) 債権者が既に債権に対応する契約義務を履行しており、かつ、法律、行政法規、国务院の決定又は会社定款の禁止性規定に違反していないもの

¹⁵ 商務部令 2012 年第 8 号、2012 年 10 月 22 日実施。

¹⁶ なお、本稿の作成にあたり上海市商務委員会及び同市黄浦区工商局に対してヒアリングした限りでは、少なくとも当該地域においては、実務レベルでも既に改正後のルールに従った緩和がなされているようである。

¹⁷ なお、この暫定施行規定においては、今回の改革の文脈とは無関係とも解される外商投資企業に対する独自の規制も存在する（例えば、出資持分出資に用いることができない出資持分の類型として「不動産企業、外商投資性会社及び外商投資ベンチャー（出資持分）投資企業の出資持分」が挙げられている（同規定第 4 条第 1 項第 6 号）等）。このような規定については、今回の改革の影響を受けず、この暫定施行規定が将来的に改正された場合にもなお存続することが考えられる。

¹⁸ 国家工商行政管理总局令 57 号、2012 年 1 月 1 日施行。なお、同弁法の詳細については、本レポート 2012 年 1・2 月号新公布法令解説 1 も参照。

- (ii) 人民法院の効力が生じた裁判又は仲裁機構の判断による確認を経ているもの
- (iii) 会社の破産更生又は和解の期間において、人民法院の認可を経た更生計画又は裁定により承諾された和解合意に組み入れられているもの

これらのうち、外商投資企業において主たる対象となる債権は（i）の類型に属する親子ローン債権等の債権（契約上の債権）となるものと思われるが、親子ローン債権等の外債の取扱いについては別途、外貨管理部門における法令に基づく処理が必要となるといえる。

なお、この DES も現物出資の一部であることから、「会社債権持分転換登記管理弁法」において存在していた評価の必要性及び出資比率制限は置かれていない。

また、DES については上海市等の一部地域において、外商投資企業における国外親会社による外債債権を用いた増資等の審査認可及び工商登記に関する弁法等が別途、公布されている【19】。今回の改革及び新規定の施行によってもこれらの弁法等が直ちに廃止されるものではないため、これらの関係は必ずしも明らかでないが【20】、今後は今回の改革に合わせた取扱いが順次行なわれていくものと予想される。

¹⁹ 「上海市外商投資企業の債権株式転換に係る審査認可及び登記試行弁法」（上海市工商行政管理局/上海市商務委員会 2009年11月12日発布・施行、滬工商外[2009]398号）、「上海浦東綜合付帯改革試行を支持することに関する上海市工商行政管理局の意見」（滬工商注[2007]302号、2007年9月29日公布）。

²⁰ なお、本稿の作成にあたり上海市商務委員会及び同市黄浦区工商局に対してヒアリングした限りでは、少なくとも当該地域においては、実務レベルでも既に改正後のルールに従った緩和がなされているようである。

新公布法令解説 2

経営者の集中に係る簡易案件の適用標準に関する暫定施行規定

「反独占法」【21】上、「経営者の集中」【22】が国务院の定める申告標準に達する場合には、経営者は、事前に国务院反独占法律執行機構（以下、「反独占当局」といい、現在は商務部反独占局である。）に対し申告しなければならず、申告していない場合には、集中を実施してはならないのが原則である（同法第 21 条）。また、反独占当局は、経営者が提出する申告文書及び資料を接受した日から 30 日以内に、申告された経営者の集中について初歩審査をし、より一層の審査を実施するか否かの決定をし、より一層の審査を実施する旨を決定した場合には、決定の日から 90 日以内に審査を完了し、経営者の集中を禁止するか否かの決定をしなければならない（同法第 25 条、第 26 条第 1 項）。

この国务院の定める申告標準は既に公表されているが【23】、内容としては十分に詳細又は具体的とは言えず、経営者にとって確実な事前判断ができるようなものとは言い難いと思われる【24】。

そして、実務上においても、申告標準を形式的に満たす案件については基本的に申告が必要とされてきていることから、申告件数は既に相当の数に上っている。そのため、これら进行处理する反独占当局担当者の負担が多大なものになっているうえ、当然ながら申告を行なう経営者にとっても、申告に必要な文書・資料の準備に少なくない労力及びコスト負担を強いられ、更に審査期間が長期にわたる場合には、申告に係るプロジェクトが長期にわたり停止してしまうという弊害が生じている。その一方で、申告された大多数の案件は特段の制限又は禁止がなされずに審査を終了しているというのが現状である【25】。

このような状況において、2014 年 2 月 11 日、商務部から「経営者の集中に係る簡易案

²¹ 2007 年 8 月 30 日国家主席令第 68 号により公布、2008 年 8 月 1 日施行。

²² 「反独占法」

第 20 条 「経営者の集中」とは、次に掲げる事由をいう。

- (1) 経営者が合併すること。
- (2) 経営者が株主権益（出資持分）又は資産を取得する方式を通じて他の経営者に対する支配権を取得すること。
- (3) 経営者が契約等の方式を通じて、他の経営者に対する支配権を取得し、又は他の経営者に対し決定的影響を加えることができること。

²³ 「経営者の集中に係る申告標準に関する規定」国务院令第 529 号、2008 年 8 月 3 日公布・施行。

²⁴ そのため、経営者集中申告が必要か否かについて企業が申告前に初歩的に伺いを立てる「事前相談」（「経営者の集中に係る申告弁法」（商務部令第 11 号、2010 年 1 月 1 日施行）第 8 条等参照）が商務部反独占局に対して行なわれるケースも少なくない。この事前相談を含む経営者集中申告手続に関する一連の状況については、本レポート 2013 年 1・2 月号重要法令解説も参照。

²⁵ 現状としては、申告された案件のうち概ね 97%が無条件で承認されているようであり、禁止された案件は 2008 年の「反独占法」施行以来 1 件のみであり、残りが条件付承認である（これらの状況については、<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/>、<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/zcfb/201211/20121108437868.shtml>、<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/zcfb/>及び <http://economy.caixin.com/2014-02-14/100638688.html> 等を参照）。

件の適用標準に関する暫定施行規定」(以下、「本規定」という。)が公布され、同月12日より施行されている。これにより、本規定に定める条件に該当する案件については「簡易案件」とされることが明らかとなった。以下においてその具体的条件等について紹介する。

1. 簡易案件とされる条件

次に掲げる事由に適合する経営者の集中に係る案件は、簡易案件とされる(本規定第2条)。

- (1) 同一の関連市場において、集中に参加するすべての経営者の占める市場占有率の和が15%を下回るとき。
- (2) 川上・川下関係が存在する、集中に参加する経営者が、川上・川下市場において占める占有率がいずれも25%を下回るとき。
- (3) 同一の関連市場がなく、川上・川下関係も存在しない集中に参加する経営者が、取引と関係する各市場において占める占有率がいずれも25%を下回るとき。
- (4) 集中に参加する経営者が中国国外において合営企業を設立し、合営企業が中国国内において経済活動に従事しないとき。
- (5) 集中に参加する経営者が国外企業の持分又は資産を買収した場合において、当該国外企業が中国国内において経済活動に従事しないとき。
- (6) 2名以上の経営者が共同で支配する合営企業が、集中を通じてそのうちの1名又は1名以上の経営者により支配されるとき。

報道【26】によると、上記のうち、(1)については横向き取引に関するもの、(2)については縦向き取引に関するもの、(3)については混合取引(横向きでも縦向きでもないが、取引双方の間に相隣関係があるもの)に関するもの、そして(4)についてはその他の特殊な取引に関するものであるとされている。

2. 簡易案件とはみなされない場合

一方で、1.にて記載した条件に適合するけれども次に掲げる事由が存在する経営者の集中に係る案件は、簡易案件とみなされない(本規定第3条)。

- (1) 2名以上の経営者が共同で支配する合営企業が、集中を通じてそのうちの1名の経営者により支配され、当該経営者と合営企業とが同一の関連市場の競争者に属するとき。
- (2) 経営者の集中がかかわる関連市場について画定することが困難であるとき。
- (3) 経営者の集中が市場参入及び技術進歩に対し不利な影響を生ずるおそれがあるとき。
- (4) 経営者の集中が消費者及びその他の関係する経営者に対し不利な影響を生ずるおそれがあるとき。

²⁶ <http://money.163.com/14/0228/02/9M4SOQK400253B0H.html> 等参照。

あるとき。

- (5) 経営者の集中が国民経済の発展に対し不利な影響を生ずるおそれがあるとき。
- (6) 市場競争に対し不利な影響を生ずるおそれがあると商務部が認めるその他の事由

3. 簡易案件認定が取り消される場合

更に、次に掲げる事由に適合する経営者の集中に係る案件については、商務部は、簡易案件に対する認定を取り消すことができるものとされる（本規定第 4 条）。

- (1) 申告人が重要な状況を隠蔽し、又は虚偽の資料若しくは誤導性情報を提供したとき。
- (2) 経営者の集中が競争を排除し、若しくは制限する効果を有し、又は有するおそれがある旨を第三者が主張し、かつ、関連証拠を提供するとき。
- (3) 商務部が集中取引の状況を発見し、又は関連市場の競争状況に重大な変化が発生したとき。

4. 本規定に対する評価

冒頭に述べたとおり、本規定は、従前の申告標準のみによる場合には反独占当局及び申請者側（経営者）の負担が過大になりがちであることから、それを軽減することを目的としている。特に現在の規定では、申告手続は最大で 180 日に達する可能性があるが、反独占当局（商務部反独占局）の尚明局長によれば、現状では審査の終結までに 30 日以上を要するケースが多く、これは世界的に見ても他国の水準を超過している。そして、それが簡易手続（簡易案件と認定された場合の手続）においては、20 日乃至 30 日を下回る期間での審査終結が可能となるという【27】。

これが実現されれば、反独占当局の負担は軽減され、申請者側にとってもプロジェクトが停止する期間が短期化されるというメリットが確かに存在すると思われる。

もっとも、簡易案件であると認定されるためには、1. にて記載した簡易案件とされる条件に適合し、かつ、2. の簡易案件とはみなされない場合（除外事由）に該当しないものでなければならない。この点、この簡易案件とされる条件は比較的明瞭であると思受けられるものの、除外事由は反独占当局の評価を経て初めて結論が出ると思われる抽象的な内容となっており、申請者側がこれを事前に判断するのは必ずしも容易でないように思われる。そうすると、結局のところ申請者側としては、従前と同様に事前相談等によりまずは申告の要否を確認するのが安全であり、そのための準備はなお必要となると考えられる。

また、本規定では、簡易手続が通常の手続に比べて具体的にどのように簡略化されるのかについては条項が存在せず、明らかでないため、今後、関連法令の整備又は実務上の経験を通じた情報の確認が待たれるところである。

²⁷ <http://economy.caixin.com/2014-02-14/100638688.html> 等参照。

新公布法令解説 3

税関保税貨物国内販売課税価格査定弁法及び税関輸出入貨物課税価格査定弁法

保税貨物を国内販売する際の課税価格の確定に関するルールについては、従前、加工貿易関連貨物に関する各規定【28】及び旧「税関輸出入貨物課税価格査定弁法」（税関総署第148号令。以下、「旧弁法」という【29】。）において規律されていた。一方で、中国における貨物貿易の状況は、2013年の輸出入総額（貿易総額）が4兆米ドルを超え、世界一となったものの、世界経済の先行き状況がなお楽観視できないことから、中国の政府当局者も依然として慎重な態度を保っているとの報道もなされている【30】。そして、従前より、今後の中国経済の発展を目指すにあたっては、投資や貿易に頼らない姿勢が期待されており、特に国内販売の需要を刺激・促進することが強く求められていると言える。

このような状況において、加工貿易貨物を含む保税貨物の国内販売における課税価格の確定に関する単独の法令として「税関国内販売保税貨物課税価格査定弁法」（税関総署第211号令。以下、「211号令」という。）が制定され、また、「税関輸出入貨物課税価格査定弁法」（税関総署第213号令。以下、「213号令」という。）も関連条項が調整され、新たに公布された。両弁法はいずれも2013年12月25日に税関総署より公布され、2014年2月1日より施行されている。

両弁法はそれほど目新しい内容を含むものではないが、その概要について、本稿において改めて簡単に確認する。

1. 213号令の概要

(1) 適用対象

213号令は、貨物の輸出入にあたり、その輸出入貨物に係る税関における関税の計算・徴収の基礎となる価格（課税価格）の審査確定に関する事項の全般について定めた法令である。従前より、個人による自己使用物品及び密輸の嫌疑がある輸出入貨物等については

²⁸ 「加工貿易かけら材料、残余材料・部品、不良品、副産品及び受災害保税貨物に関する税関の管理弁法」（2004年7月1日施行、税関総署令第218号（2014年3月13日発布、同日施行）により最終改正）、税関総署公告2005年第33号（「加工貿易国内販売貨物価格審査問題に関する公告」（2005年8月1日施行、2014年2月7日廃止）等。

²⁹ 2006年5月1日施行、2014年2月1日廃止。

³⁰ 以上につき、WTO ホームページ

(http://www.wto.org/english/res_e/statis_e/statis_bis_e.htm?solution=WTO&path=/Dashboards/MA_PS&file=Map.wcdf&bookmarkState={%22impl%22:%22client%22,%22params%22:{%22langParam%22:%22en%22}}) 及び http://www.nikkei.com/article/DGXNASFS14047_U4A410C1EE8000/、<http://finance.people.com.cn/n/2014/0110/c1004-24080803.html> 等の記事を参照。

適用対象外となっていたが（旧弁法第 3 条第 2 項）、211 号令の制定に伴い、213 号令においては「国内販売保税貨物の課税価格の確定」についても適用対象外となった（第 3 条第 2 項）。

（2）規定される事項

213 号令のその他の事項を定める条項については、211 号令の制定に伴い保税貨物の課税価格の確定に関する条項が削除された点を除いては、大きな変更はない。即ち、旧弁法においては、①輸入貨物の課税価格の審査（評価）・確定方法、②「特殊な輸入貨物」（加工貿易関連貨物及び輸出加工区・保税区内の加工企業による国内販売貨物、国外で修理した機械等の再輸入貨物、リース貨物等）の審査・確定方法、③輸入貨物の運送料・保険料等の計算方法、④輸出貨物の課税価格の審査・確定方法、⑤税関における申告の際のルール等が定められていたが、213 号令においてもこれを踏襲している。

具体的には、例えば、①輸入貨物の課税価格については税関が当該貨物の成約価格（CIF 中国）を基礎として審査確定するものとされ（第 5 条）、輸入貨物の成約価格は、原則として、買主（輸入者）が中国国外の売主（輸出者）からその貨物を輸入する際に実際に支払い、又は支払うべき価格に一定の調整を経て確定される（成約価格評価方法、第 7 条）。また、成約価格評価方法により成約価格を確定できない場合には、順次別の評価方法が用いられる（第 6 条、第 19 条乃至 27 条）。

②特殊な輸入貨物の課税価格についても、加工貿易関連貨物及び輸出加工区・保税区内の加工企業による国内販売貨物に関する条項等が削除された点を除き、基本的に旧弁法と同内容となっている（第 28 条乃至第 34 条）。

このほか、③④⑤に関する条項についても、概ね旧弁法と同様である（第 35 条以下）。例えば、④輸出貨物の課税価格については税関が当該貨物の成約価格（FOB 中国）を基礎として審査確定され（第 38 条）、輸出貨物の成約価格は、原則として、売主（輸出者）が中国国外の買主（輸入者）からその貨物を輸出するために直接・間接に収受する代金総額である（第 39 条）。

（3）変更が生じた事項

213 号令の旧弁法からの実質的な変更点としては、以上のとおり、211 号令の制定に伴う保税貨物の国内販売に関する規定が削除された点が挙げられる。即ち、（1）及び（2）に記載のとおり第 3 条第 2 項において「国内販売保税貨物の課税価格の確定」が適用対象から除外されたほか、加工貿易関連貨物及び輸出加工区・保税区内の加工企業による国内販売貨物に関する条項（旧弁法第 27 条乃至第 29 条）等が削除された。また、これに伴い、税関における申告の際の「特殊な輸入貨物」の申告に関する条項（旧弁法第 53 条）も削除された。

このほか、213 号令にて新たに追加された主な条項としては、輸入貨物の成約価格の確定に関する第 18 条が「税関が関連する審査を経て一般的な商慣習に適合すると認める場

合には、特殊な関係が輸入貨物の成約価格に影響を生じていないと確定することができる」旨を規定したことが挙げられる。これは、輸入貨物の成約価格の確定条件として「売買当事者間に特殊な関係がなく、又は存在する特殊な関係が成約価格に対して影響を生じていないこと」が必要となるところ（第8条第4号）、この「特殊な関係」の認定に関するルールの一つが追加されたものと言える。

2. 211 号令の概要

(1) 適用対象

211 号令は既述のとおり、国内販売保税貨物の課税価格の審査確定に関する事項について規定したものである。但し、密輸の嫌疑がある国内販売保税貨物の税額計算価格の査定にあたっては適用されない（第2条）。

(2) 規定される事項

国内販売保税貨物の課税価格については、税関が、原則として当該貨物の成約価格を基礎として審査確定するものとされる（第3条）。そして、保税貨物の各類型により、それぞれ審査確定の際のルールが存在している。その概略としては次のとおりである。

・進料加工【³¹】の輸入材料・部品又はその完成品：

材料・部品の原輸入の成約価格を基礎とする（第4条第1項）。但し、材料・部品が分割輸入される等して個々の原輸入の成約価格が確定できない場合には、既に輸入済みの同一の材料・部品の成約価格の加重平均価格又は客観的な数量化が可能な当期の輸入材料・部品の成約価格の加重平均価格が基礎とされる（同条第2項、第3項）。

・来料加工【³²】の輸入材料・部品又はその完成品：

国内販売の申告を受けると同時に又はほぼ同時に輸入された、当該材料・部品と同一又は類似する保税貨物の輸入成約価格を基礎とする（第5条）【³³】。

・国内販売する加工過程において生じたかけら材料又は副産品：

その国内販売価格【³⁴】を基礎とする（副産品が保税材料・部品を全て使用して生産されたものでない場合には、投入された原価の割合により決する。）（第6条第1項、第2項）。

・深加工結転【³⁵】貨物

³¹ 材料・部品を中国国外から購入し、完成品を中国国外に販売する（売買契約を基礎とする）方法による加工貿易であり、完成品を全部輸出することを前提に材料・部品について保税での輸入が可能となる。

³² 輸入材料・部品を中国国外の企業が代金を収受せずに提供し、加工貿易企業は中国国外企業の要求に従い加工又は組付けをし、加工料のみを収受し、完成品は中国国外企業が販売する（請負契約を基礎とする）方法による加工貿易であり、完成品を全部輸出することを前提に材料・部品について保税での輸入が可能となる。

³³ これは、来料加工の特性上、輸入材料・部品の原輸入価格が観念できないためであると考えられる。

³⁴ 国内販売価格とは、国内企業に対して保税貨物を販売する際に売買当事者双方が締結する価格をいい、国内企業が保税貨物を購入するために売主に対して実際に支払い、又は支払うべき全部の代金である。但し、関税及び輸入環節税関代理徴収税を含まない（211 号令第 14 条第 3 項）。

³⁵ 加工貿易企業が保税輸入材料・部品を加工した製品を他の加工貿易企業に移転し、更に加工した後に

その貨物の結転価格【36】を基礎とする（第 7 条）。

・（ α ）保税区内企業が国内販売する保税加工の輸入材料・部品・完成品、及び（ β ）保税区以外の税関特殊監督管理区域【37】内の企業が国内販売する保税加工の材料・部品・完成品：

その国内販売価格を基礎とする（第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項）。

但し、（ α ）のうち国内調達材料・部品が含まれる完成品については、輸入材料・部品の原輸入の成約価格を基礎とし、（ α ）及び（ β ）につき上記により課税価格が確定できない場合には、国内販売の申告を接受すると同時又はほぼ同時に輸入された、当該材料・部品と同一又は類似する保税貨物の輸入成約価格を基礎とする（第 8 条第 2 項、第 3 項及び第 9 条第 2 項）。また、（ β ）について更に課税価格が確定できない場合には、当該貨物の生産に係る原価・利益及び一般費用から算出される価格を基礎とする（第 9 条第 3 項）。

・税関特殊監督管理区域内の企業が国内販売する、保税加工の過程において生じたかけら材料、廃品、不良品及び副産品：

その国内販売価格を基礎とする（第 10 条第 1 項）。

・税関特殊監督管理区域及び税関監督管理場所内の企業が国内販売する保税物流貨物：

それらの場所から運び出される際の国内販売価格を基礎とする（第 11 条）。

上記のうち一部は旧弁法においても規定されていたものであるが、211 号令において新たに規定されたルールも少なくない。この点、報道【38】によると、211 号令の最大のポイントは、税関が国内販売について審査確定する範囲に、税関特殊監督管理区域についての貨物が網羅されたことであるという。確かに、旧弁法においては加工貿易関連貨物に係る課税価格の審査確定に関する規定のほかは、輸出加工区及び保税区内の加工企業による国内販売貨物に係る課税価格の審査確定に関する事項のみが具体的な内容を定めており（旧弁法第 27 条乃至第 29 条）、その他の税関特殊監督管理区域については、概括的な規定が置かれているのみであった（旧弁法第 30 条）。

以上のほか、211 号令においては、上記のような原則的ルールにより課税価格が確定できない場合について、順次、次のような価格により課税価格を評価・確定するものとされる（第 13 条）【39】。

(1) 当該貨物と同時に、又はほぼ同時に中華人民共和国国内に対し販売された同一の貨物の成約価格

再輸出する場合である。

³⁶ 結転価格とは、深加工結転企業間で加工貿易貨物を売買する際に双方が締結する価格をいい、深加工結転輸入企業がその貨物を購入するために深加工結転輸出企業に対して実際に支払い、又は支払うべき全部の代金である（211 号令第 14 条第 5 項）。

³⁷ 保税区以外の税関特殊監督管理区域には、保税物流園区、輸出加工区、保税港区等が含まれると解される。

³⁸ http://news.xinhuanet.com/fortune/2014-02/01/c_119200617.htm を参照。

³⁹ この点、1.（2）にて既述のとおり、国内販売保税貨物以外の輸入貨物につき成約価格評価方法により成約価格を確定できない場合にも、213 号令の関連条項に基づき別の評価方法が採用されるが、これらと 211 号令所定の評価方法は必ずしも一致していない。

(2) 当該貨物と同時に、又はほぼ同時に中華人民共和国国内に対し販売された類似する貨物の成約価格

(3) 当該貨物の輸入と同時に、又はほぼ同時に、当該輸入貨物又は同一の、若しくは類似する輸入貨物を最初の販売段階において特殊な関係のない買主に販売する最大販売総量の単位価格。ただし、次の項目を控除しなければならない。

① 同一等級又は同一種類の貨物が中華人民共和国国内の最初の販売段階において販売される際の通常の利益及び一般費用並びに通常支払うコミッション

② 輸入貨物が国内の輸入地点に到着して荷卸しされた後の運送並びにその関連費用及び保険料

③ 輸入関税及び国内租税

(4) 次に掲げる各項目の総和に従い計算する価格：当該貨物の生産に使用される材料・部品の原価及び加工費用、中華人民共和国国内に対し販売される同一等級又は同一種類の貨物の通常の利益及び一般費用、並びに当該貨物が国内の輸入地点に到着して荷卸しされるまでの運送並びにその関連費用及び保険料

(5) 合理的方法により評価・確定される価格

納税義務者は、税関に対し関係資料を提供した後に、申請を提出し、前項第(3)号及び第(4)号の適用順序を逆にすることができる。

なお、以上のような 211 号令の制定と関連し、従前加工貿易貨物の国内販売の際の課税価格について規定を置いていた税関総署公告 2005 年第 33 号（加工貿易国内販売貨物価格審査問題に関する公告）については、税関総署公告 2014 年第 14 号（国内販売保税貨物価格審査問題に関する公告）の公布に伴い、その公布日である 2014 年 2 月 7 日に廃止された。

中国 智库

富士通総研経済研究所 主席研究員 柯 隆

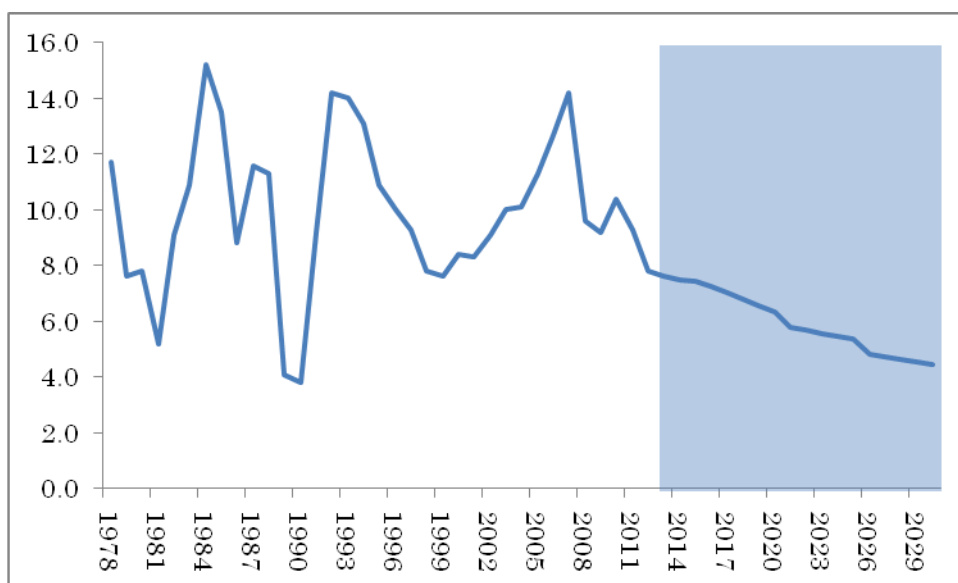
全人代の開会とリコノミクスの行方

2013 年 3 月に開かれた全国人民代表大会における政府活動報告のなかで、李克強首相は当年の経済成長目標としてその前任者の温家宝首相が掲げた 7.5%成長を踏襲した。2014 年 2 月に国家統計局は 2013 年の経済成長率の速報値として 7.7%と発表した（図 1 参照）。この速報値が当初政府が掲げた目標を 0.2 ポイント上回ったことで李克強首相は満足していると思われるが、実際には李克強首相の内心は穏やかではないはずである。

1. 正念場を迎えるリコノミクス

李克強首相が打ち出した経済政策はリコノミクスと呼ばれ、①安易な金融緩和と財政出動を実施せず、②金融のレバレッジを削減し、③産業構造と経済構造を転換するという三本柱がその内容である。しかし、これまでの 1 年間を振り返れば、リコノミクスは成功したとはいえない。リコノミクスのこの三本柱のなかでもっとも重要なのは、③産業構造と経済構造の転換である。しかし、構造転換はほとんど進んでいない。

図 1 中国の実質 GDP 伸び率の推移（1978-2030 年）



注：2013 年までは実質値（中国国家统计局）、2014-30 年までは推計値（富士通総研）

2013年の経済統計でみると、農村人口は46%に上るのに対して、GDPに占める農業の割合はわずか10%だった。中国は工業化に向けて突進してきたため、農業生産の割合は次第に減少するが、農村人口はそれ以上に大幅に減らす必要がある。現状では、単純計算すれば、46%の農村人口はGDPの10%しか創らず、その分、農民が享受する国民所得も全体の1割程度であり、これでは、都市との格差は拡大する一方である。地域格差は中国の社会不安をもたらす一因になっている。

そして、2013年に中国の第三次産業のGDP比は46.1%と、はじめて第二次産業(43.9%)を上回った(表参照)。しかし、近年中国政府が掲げている内需に依存する経済成長を実現するには第三次産業の割合をもっと拡大させる必要がある。中国と同じ発展段階にあるインドの経済構造と比較すれば、中国経済の構造転換の遅れは一目瞭然である。2013年、インドのサービス産業は57%だったのに対して、第二次産業は26%、そして、第一次産業は17%だった。インドの問題は第二次産業の発展が遅れていることにある。しかし、中国の第三次産業の割合がインドのそれを10ポイント以上も下回っていることから、中国の経済構造のどこが問題なのかは一目瞭然である。

表 産業別のGDPへの寄与率の推移(1991-2013年)

	第1次産業	第2次産業		第3次産業
			うち工業	
1991	24.5	41.8	37.1	33.7
1995	20.0	47.2	41.0	32.9
2000	15.1	45.9	40.4	39.0
2001	14.4	45.2	39.7	40.5
2002	13.7	44.8	39.4	41.5
2003	12.8	46.0	40.5	41.2
2004	13.4	46.2	40.8	40.4
2005	12.1	47.4	41.8	40.5
2006	11.1	47.9	42.2	40.9
2007	10.8	47.3	41.6	41.9
2008	10.7	47.4	41.5	41.8
2009	10.3	46.2	39.7	43.4
2010	10.1	46.7	40.0	43.2
2011	10.0	46.6	39.8	43.4
2012	10.1	45.3	38.5	44.6
2013	10.0	43.9	n.a.	46.1

資料：中国国家统计局

2014年3月に開かれた全人代における政府活動報告のなかで、李克強首相は改革という言葉を連発した。改革とは構造転換を意味するものである。李克強首相は全人代の閉会時の記者会見で改革の必要性和重要性を繰り返して強調した。しかし、同時に上海株式市場の株価総合指数は大きく下げた。マーケットは改革を拒否しているわけではなく、李克強首相が唱えている改革が本当に遂行されるかについて疑問視しているからである。換言すれば、李克強首相が記者会見で強調すべきことは改革の必要性和重要性ではなく、いか

に改革を実行するかの具体策である。かつて朱鎔基元首相は同じ記者会見で改革を成し遂げていくために、100 個の棺桶を用意していると豪語し、その一つは自分のためのものであり、残りの 99 個は改革に抵抗する腐敗幹部のために用意したものであると、改革を成し遂げる決意を示した。残念ながら李克強首相は朱鎔基元首相ほどカリスマ性が強くなく、強い決意が示されていない。

2. 「政左経右」－2013 年の改革の総括

習近平政権が誕生してからちょうど 1 年経過した。これまでの 1 年間は習近平政権にとって改革に向けたウォーミングアップの 1 年だったといえる。昨年 11 月には共産党中央三中全会が開かれ、60 項目に及ぶ改革を深化させる決定が採決された（前回の中国レポート参照）。おそらく政府内部でも、あるいは国民目線からみても、中国社会と中国経済の現状は満足に行くものではなく、改革する必要があることは国民のコンセンサスであるはずである。しかし、実際に改革に取り組んだ場合、改革によってその利益が損なわれる特定のグループは改革に猛烈に抵抗してくる。いわゆる総論賛成・各論反対というのは万国共通の現象である。

2013 年、習近平政権は改革に取り組む決意を示し、一定レベルで国民からの支持も得られているであろう。しかし、現行の制度においてもっとも多く利益を享受している共産党高級幹部や市場を独占する国有企業グループにとっては、改革が行われれば、その利益が損なわれるおそれがある。

過去 1 年において習近平国家主席にとってもっとも成功したのは自らへの権力集中だった。習近平国家主席はその就任当初から、長老指導者から関与を受けることからカリスマ性が弱く指導力を十分に発揮できないだろうといわれていた。しかし、これまでの一年において習近平国家主席がもっとも力を入れてきたのは権力を掌握することである。具体的に、習近平国家主席は党、国家（行政）と軍の「三権」のトップ人事をすべて掌握し、自らにとって政敵になりうる大物政治家を反腐败という大義名分によって一網打尽にしている。

習近平政権にとってもっとも脅威だったのは重慶市共産党委員会書記だった薄熙来氏だった。薄熙来氏は収賄横領罪に問われ、裁判で無期懲役が宣告された。また、薄熙来氏の妻も殺人の罪に問われ、執行猶予 2 年付の死刑が宣告された。それ以外にも、共産党中央委員会元常務委員周永康氏がすでに拘束されていると BBC など海外の主要メディアが報道している。これについて中国メディアは名指しこそしていないが、政治協商会議（参議院相当）の記者会見でスポークスマンは周永康氏が拘束されているのか、との問いに対して、「(ほんとうのことは) あなたは知っているでしょう」と明言を避けた。これは、暗にそれが事実であることを認めたことになるであろう。これで政権に近い大物政治家のなかで習近平国家主席に挑戦する者がほぼ一掃された。

繰り返しになるが、習近平国家主席にとって、幹部腐敗の撲滅とは、国民の支持を得るとともに政敵を倒すことにもなる。まさに一石二鳥の措置である。

無論、腐敗を撲滅するには、トップダウンのやり方だけでは問題を根絶することができない。幹部が腐敗できないように、ボトムアップ型の民主主義政治体制を構築する必要がある。今のところ、ボトムアップ型の民主主義体制を構築することについて習近平国家主席は言及しておらず、その兆しもみえない。習近平国家主席が就任してからの言論を整理すれば、その本心は西側の民主主義政治制度を中国に導入しようとするのではなく、あくまでも、共産党の統治体制を維持することを前提にしている。

ただ、問題は政治体制を抜本的に改革しない前提でほかの制度を改革しようとしても、最後は改革が既存の政治体制に阻まれてしまうということである。たとえば、2013年の三中全会で採決された「決定」では、所得格差を縮小することが目標に掲げられている。しかし、実際に所得格差を縮小しようとするれば、まず、低所得層の賃金を底上げする必要がある。そのために、労働者の利益を守る労働組合の活動を法的に保障する必要がある。現状では、労働組合は労働者の利益を代表して経営側と交渉し、交渉が決裂した場合でも、ストライキを組織することは実質的に許されていない。無論、中国の憲法では、ストライキの権利が保障されているが、運用面では、それは認められていない。なぜならば、中国で大規模なストライキや集会が起きた場合、それが転じて反政府デモに発展する可能性も否定できないからである。

そして、所得格差を縮小するもう一つの改革として、現行の給与所得とその他の所得の分離課税を総合課税に切り替えることである。現状では、給与所得は累進性を効かした課税システムであるが、その他の所得については一律20%の定率税制である。その結果、サラリーマンを中心とする給与所得層に対する課税がきつく、資産などをたくさん所有する富裕層に対する課税が緩い。しかし、総合課税にしようとするれば、必ず所得調査と資産調査を実施する必要があるが、たとえば共産党高級幹部に対する資産調査は現状では不可能である。

研究者の間で、習近平政権が進める改革の方向性は「政左経右」と揶揄されている（天測経済研究所 名誉理事長 茅于軾氏）。すなわち、政治は左寄りの保守的なやり方を続ける一方、経済は右寄りの大胆な自由化を進める、ということであるが、これはさらなる大きなひずみをもたらすことになる。「政左経右」の考え方は、基本的に35年前に最高実力者だった鄧小平氏の「改革・開放」政策の考え方を踏襲したものである。研究者の間では、鄧小平氏の「改革・開放」政策は、車を運転することに喩えれば、左のほうへ合図しながら実際は右へ曲がるということだった（北京大学光華学院張維迎教授）。

しかし、社会主義のイデオロギーを重視する左寄りの政治体制では、経済の自由化を進めるとしても、どのような結果になるのだろうか。経済を自由化を進めれば、経済が更に活性化し、その成長が促進されるかもしれないが、許認可権を独占する共産党幹部に対するガバナンスが確立していないため、その腐敗も促進し、経済成長の果実は共産党幹部によって蝕まれてしまうかもしれない。その理由を端的に言えば、今日、共産党幹部の腐敗が横行するようになったのも共産党幹部への権限の過度な集中と経済の自由化の進展がもたらした結果であると言われているからである。

3. 市場経済型の経済改革の行方—上海自由貿易試験区構想

2013 年 11 月の共産党三中全会で採決された「決定」の目玉の一つは市場メカニズムが機能する環境をきちんと整備するということである。そのなかで中国（上海）自由貿易試験区（以下「自由貿易試験区」）の設立はその突破口になると期待されている。

上海市での自由貿易試験区の建設が発表されてから 1 年あまり経過したが、具体的にどのような試験を行うのか、なぜ上海で試験を行うのかについて依然謎のままである。研究者の間では、自由貿易試験区は将来の TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉に向けた準備であるとの指摘がある。すなわち、TPP の交渉参加に向けて、中国としてはサービス分野を含めてどこまで開放するかを上海で検証するとのことである。



2013 年 9 月 29 日に開始された上海自由貿易試験区の第 2 ゲート。

この指摘の根拠は乏しい。中国は TPP について関心を示しているが、その交渉に参加する意欲は示されていない。百歩譲って、中国は TPP 交渉に参加する準備をしているとしても、なぜ上海で試験する必要があるのだろうか。今の中国は 35 年前と大きく違いすでに市場開放が進んでいる。とくに、2001 年に世界貿易機関（WTO）への加盟を果たし、そのときの約束通り、2006 年にほぼすべての市場が開放された。

別の指摘によれば、上海で人民元のオフショア市場を設立するために、自由貿易試験区を設立し、そのなかで金融と為替を中心とするサービス貿易の自由化を試験するといわれている。人民元のオフショア市場を設立する重要性を否定することはできないが、それならば、「上海人民元オフショア市場設立試験区」になるはずである。しかも、人民元のオフショア市場の試験が成功したとしても、それを全国に広げることはない。なぜならば、それはオフショア市場だからである。

実際の自由貿易試験区での政策施行動向をみると、少しずつサービス貿易を自由化するルールが発表されているが、それを実際に運用して問題点を明らかにするのは試験区の目的である。しかし、その運用はまだ始まったばかりであり、問題点の明確化までは至っていない。

何よりも不可解なことは、上海で進められている自由貿易試験区の運用が始まったばかりでその試験の結論がまだ出ておらず、問題点も明らかにされていないなかで、成都市や重慶市、天津市など多くの都市が同様の試験区の設立に意欲を示している点である。このような雨後の筍のような試験区の設立は人民元のオフショア市場の設立やサービス貿易の

自由化に向けた試験でなくなり、WTO 加盟時に約束された市場開放以上に、サービス貿易を含めてさらなる市場開放と自由化を試みるための措置ではなかろうか。

そのなかで政治のパワーゲームの結果、上海は自由貿易試験区を優先して設立する許可を手に入れただけだった。無論、そのほかの都市は黙っているはずがない。上海での「試験」の結論がまだ出ていないうちに、それ以外の都市も相次いで試験区の設立を名乗り出した。

本来、中国は貿易サービスの自由化を試みるならば、その全体の制度設計に注力すべきである。中国にとり、参考になるのは先進国の事例やアセアンなどの新興国の取り組みである。中国国内である一つの地域をラボのような試験区に指定して種々のルールの実験を試みる必要はない。試験区を設立するやり方は特定の都市に特権を与えるようなものである。しかも、その試験から中立かつ客観的な結論が得られるかどうかは定かではない。

2001年 WTO 加盟以降、中国は金融を含むサービス貿易の自由化を進めるべきだったが、それが遅々として進展しないのは、自由化に伴うリスクが心配されているよりも、国有銀行などが自由化に猛烈に抵抗しているからである。仮に、国有銀行などの抵抗を突破するためであれば、自由貿易試験区を設立する意味はすこしあるかもしれないが、中央政府と地方政府がディールする結果として上海にその特権を与えたのなら、まったく本末転倒のやり方である。

4. 中国における金利の自由化の動き

全人代の開会中、人民銀行の周小川行長は記者会見を行い、1、2年で預金金利を自由化することができるだろうと発言し、金利の完全自由化を示唆した。分かりやすくいえば、金利はお金の値段である。市場経済では、モノの値段は自由化されているのに、カネの値段を規制する合理性はありえない。モノの値段が自由化する目的はその需要と供給を調節するプライスマカニズムを機能させるためである。カネの値段である金利を自由化すれば金融システムの金融仲介を効率化すると考えられる。金融仲介とは金融システムが貯蓄主体の家計から投資主体の企業に資金を仲介する役割である。金融仲介の基本は経営効率が高く収益性の高い企業により安い金利で資金を仲介するということである。

中国の場合、計画経済の時代、金融機関の金融仲介は政府の策定する経済計画に則って行われていた。すなわち、貸出先企業の効率や収益性と関係なく金融仲介が行われていた。

「改革・開放」政策以降、実体経済の市場経済化が徐々に進んだが、金融システムの市場経済化が大幅に立ち遅れている。金利規制が続いている関係で、金融機関の競争が妨げられている。金融システムの効率化が遅れたことは実体経済の効率化の遅れをもたらしている。

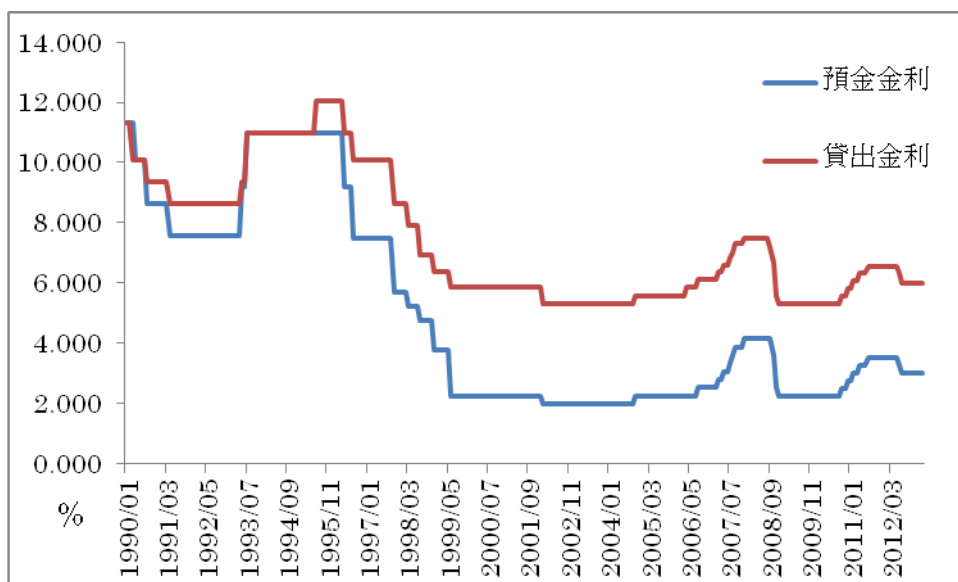
なぜ金利規制を続けてきたのかを解明するためには、金利規制の一番の受益者が誰なのかを明らかにすればいい。結論を先取りすれば、現行の金融制度でもっとも恵まれている国有銀行が金利規制の一番の受益者である。現行の金利体系（図2参照）をみれば分かるように、貸出金利と預金金利の利ザヤは3ポイント以上開いている。この金利体系では、

銀行は預金を集め、融資を行うだけで大きな利ザヤを実現することができる。その結果、金融機関の規模、すなわち、支店の多い金融機関は競争に有利である。とりわけ、国有銀行はより多くの預金を集めることができ、その融資先のほとんどは国有企業である。国有企業は政府によって守られているため、倒産する心配はない。無論、国有企業の業績は必ずしもよくないので、銀行への資金返済が滞る可能性がある。国有銀行は国有企業への貸出が不良債権化する部分を処理するために、金利規制の形で大きな利ザヤが設けられている。

国有企業の経営効率がよくないといわれているため、国有銀行の不良債権も心配されているが、実際には不良債権問題は表面化していない。そのカラクリは現行の金利規制にある。何と云っても、3ポイント以上の利ザヤの合理性は説明できない。政府は国有銀行を通じて国有企業に安定的に資金を供給するために金利規制を続けてきた。その結果、預金金利、すなわち、預金者の利益の一部が犠牲にされている。中国政府にとり国有銀行は第2の国家財政のような便利で使い勝手のよい存在だった。しかし、巨額の資金が安定的に国有企業に「輸血」され続けることは国有企業経営の効率化に結び付かず、逆に、国有企業のモラルハザードをもたらしている。

このような金利規制を続けた場合のデメリットは一目瞭然である。しかし、中国政府は国有銀行と国有企業を市場競争に晒すのを避けたかった。政府によって温存されている国有銀行と国有企業は効率化することなく、規模だけが拡大する。国有セクターによる市場独占は市場競争を妨げ、金利規制は金利のプライスメカニズムが機能しない原因である。

図2 中国の預金金利（1年もの）と貸出金利（同）の推移



資料：中国人民銀行

5. 人民元為替レート変動幅の拡大

金利はカネの値段であるが、コインに裏面があるようにカネにはもう一つの値段がある。

それは為替レートである。金利が国内の値段であるとすれば、為替レートは対外的な値段である。為替レートが果たす役割の一つは国際貿易の交易条件を定義することである。輸出主導の経済にとり為替レートを割安の水準で安定させたほうが有利である。為替レートを低く抑えるということは輸出される自国の財やサービスが割安であり国際的な価格競争力が高いということを意味する。現に人民元は2005年7月までドルに対してペッグしていた。

固定相場制のデメリットとして金融政策の自由度が制限されることがあげられるが、そのメリットはなんとんでも国際貿易の競争において有利になるという点である。2005年7月に中国政府は人民元の切り上げに踏み切った。それはどちらかといえば、欧米諸国の圧力による結果である。中国は人民元を低い水準でドルにペッグしたため、毎年、対米欧で巨額の貿易黒字を実現していた。中国の国際貿易を原因とする不均衡は欧米諸国の経済にとり大きなストレスとなった。具体的に、毎年欧米諸国は中国から大量の廉価な商品を輸入するとともに、失業問題は年々深刻化していた。無論、中国の立場に立って考えれば、欧米諸国は中国から輸入しなくても、メキシコやインドネシアなど他の国から輸入すればよいということになる。いずれにしても、国際貿易において欧米諸国の労働力はとっくに国際競争力を失っていたということである。

とはいえ、中国のような大国が人民元を世界の基軸通貨であるドルにペッグすることは国際経済に与える影響が大きすぎる。2005年7月から中国政府は人民元のドルペッグを解除し、人民元を徐々に切り上げた。2013年末現在、人民元はドルに対して累計30%ほど切り上がった。ただし、人民元の切り上げは市場の力というよりも政府がコントロールしながら徐々に切り上げたものである。しかも、人民元の一日の変動幅は小さく抑えられた。これは実質的な管理変動相場制であり、これでは為替レートでのプライスメカニズムは機能しない。

現実的に考えれば、コインの表と裏の関係にある金利と為替レートを一つだけ自由化しても大きな意味はなさない。真の市場経済を構築するのであれば、金利と為替レートを同時に自由化する必要がある。

中国政府にとり金利も為替レートも自由にした場合、市場のボラティリティ（変動）が一番心配される。金利はカネの国内の値段であるため、共産党一党独裁の政治では、万が一のときに政府はそれを直接コントロールすることができる。それに対して、為替レートはカネの対外的な値段であり、いったん自由化してしまえば、そのボラティリティが大きくなった場合、收拾がつかない可能性がある。

たとえば、市場の投機筋の動きにより人民元が急に切り上がった場合、中国の輸出産業に大きなダメージをもたらす恐れがある。また、人民元が急に切り下がった場合、中国に流れている投資・投機マネーが海外へ逃避してしまう可能性がある。中国政府がもっとも恐れているのはこのようなコントロール不可能な状況に陥ることである。

とはいえ、実体経済を自由化した以上、金融の自由化をいつまでたっても先送りすることはできない。経済改革を促進する意味において金融の自由化を進めることは必要不

可欠である。中国人民銀行（中央銀行）は2014年3月17日に人民元の一日の変動幅を、それまでの1%から2%へと拡大すること決めた。これは金利の自由化の進展とあわせて考えれば、正しい決断といえる。

2013年11月に共産党中央三中全会で採択された「全面的な改革に関する若干の重大問題の決定」では、市場メカニズムの確立は重要な柱の一つになっている。今回の金利の自由化と為替相場変動幅の拡大はその重要な一環であると認識される。これらの改革を成功裏に進めるには、国有銀行と国有企業の改革もあわせて進めなければならない。

最後に、2013年が習近平政権にとってウォーミングアップの一年だったとすれば、2014年は、三中全会で公約された種々の改革のスタートを切る本格始動の年になる。しかし、政治改革を行わず、経済改革だけ深化させようとしても、改革がとん挫するおそれがある。

筆者紹介：

1963年中国南京市生まれ。1994年名古屋大学大学院経済学修士課程修了。1998年より、富士通総研経済研究所 主任研究員を経て現職。専門は開発金融、中国経済論。

一コラム 日本企業の対中直接投資の質的变化一

国際協力銀行 北京首席駐在員 菊池 洋
専員 陳 現廷

2014年に入り1月～3月の日本企業の対中直接投資は12.1億ドルに留まり、対前年同期比で47.2%減少した。中国全体で前年同期比5.5%微増の315.5億ドルに対して、EUが同24.5%減、米国が同1.9%減なので、先進国からの投資は総じて低調となったが、日本の半減は突出している。こうした日本企業の対中投資姿勢について、少し遡って考察してみたい。

1. 2011年からの急増

国際協力銀行が実施する日本の製造業を対象にしたアンケート調査では、中国が歴史的に重要な位置付けであったことが示されているが⁴⁰、実際の投資行動を見ると、金額が2011年から急増していることが分かる（表1）。2013年は、前年比微減となったが、基本的に高い水準を維持しており、香港と台湾を除く国別ではシンガポールに次ぐ第2位となっている。

表1：日本の対中直接投資及び全体に占める割合の推移

(単位：万ドル)

	日本からのFDI	前年比	中国全体のFDI	日本のシェア
2004年	545,157	7.9%	6,062,998	9.0%
2005年	652,977	19.8%	6,032,459	10.8%
2006年	459,806	-29.6%	6,302,053	6.2%
2007年	358,922	-21.9%	7,476,789	3.9%
2008年	365,235	1.8%	9,239,544	4.1%
2009年	410,497	12.4%	9,003,267	3.9%
2010年	408,372	-0.5%	10,573,235	3.5%
2011年	632,963	55.0%	11,600,985	5.5%
2012年	735,156	16.1%	11,171,614	6.6%
2013年	706,400	-3.9%	11,758,600	6.0%

出所：「中国商務年鑑」各年版

2011年の前年比55.0%増加という大きな変化は、過去10年間の推移の中でも突出している。同年の中国全体の外国直接投資受入額は、実行ベースで前年比9.4%増と2010年の同17.7%増から鈍化した。シェア6割以上を占める香港からの鈍化が大きいことが主たる要因であるが、主要国・地域別では、米国、台湾と韓国からの投資もそれぞれ21%、1.7%と1.2%の減少なので、急増した日本とは対照的な結果となった。このため、日本の対中直接投資

⁴⁰ 国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告－2013年度海外直接投資アンケート調査結果（第25回）」P21参照。

の質に何らかの変化が起こったのかを考察することは、今後の傾向を知るうえで重要と思われる。原因に関して、日本の対中投資急増が中国側の要因なのか、日本側の事情なのかに分けて考えてみる。

2. 急激な増加の日本側の要因

表2は、日本企業の対外直接投資のデータを示しているが、2011年は前年に比べて全地域で大幅に拡大していたことが分かる。このため、対中直接投資の増加は、中国だけに限ったものではなく、日本企業が対外投資全般を強化する戦略が牽引役となった可能性があり、対中投資の急増もその一環であったと考えられる。実際、前年比の数字だけを比べると、対中投資の5割増はむしろ見劣りさえする数字である。そうであるなら、一体どのような背景で2011年に日本企業の対外直接投資は急増したのであろうか。

表2 日本の世界主要地域への直接投資額

(単位：百万ドル)

	2010	2011	前年比
アジア	22,131	39,492	78.45%
北米	9,016	15,166	68.21%
中南米	5,346	11,287	111.13%
EU	8,359	36,052	331.30%
大洋州	6,407	8,767	36.83%

出所：JETRO ホームページ掲載の直接投資統計「日本の直接投資（国際収支ベース、ネット、フロー）」国・地域別/長期データ「対外」より作成

2011年までの数年間、日本では国内市場の低成長など、投資環境がよいとはいえない状態が続いていた。特に、その当時相当な円高が進んだことは、海外投資や現地生産の拡大や海外へのアウトソーシングなど、様々な形で日本企業の「海外シフト」を促したものと考えられる。また、中国商務部国際貿易経済合作研究院の専門家の分析によれば、日本の対中直接投資が2010年まで低調であった間に企業の手元流動性が増加し、2011年にはそれまで温めていたプロジェクトの実施計画が一気に実行に移されたことが、急増に繋がったことを指摘している⁴¹。

なお、JETROの分析⁴²によれば、2011年3月の東日本大震災を契機とする生産シフトが急増の主因との仮定も成り立つが、プロジェクトを実行するための調整や検討、事務手続きに要する時間を勘案すれば、投資の増加は同年後半あたりからと考えられるが、月別の統計を見ると、同年で最も投資が多かったのは3月で、また、下期より上期の投資が実際には多くなっていた。つまり、東日本大震災による生産拠点の見直しは、対中直接投資増加の主因でなはいと考えられる。

⁴¹ JETRO 調査レポート「2011年前半日本対中直接投資動向」（2011年9月）に引用されている中国商務部国際貿易経済合作研究院・郝紅梅副主任の発言。

⁴² JETRO 調査レポート「2011年の対中直接投資動向」（2012年5月）。

3. 中国側の要因

次に、日本企業の対中直接投資の分野に何らかの変化があったのかを見てみる。表3は、業種別に2010年と2011年の対中投資を比較したものである。

図3 日本の業種別対中直接投資の推移

(単位：億円、%)

	2010年			2011年		
	金額	シェア	前年比	金額	シェア	前年比
製造業	3,869	62.0	-15.6	6,948	69.2	79.6
食料品	107	1.7	-87.1	173	1.7	61.7
繊維	70	1.1	-54.5	431	4.3	515.7
木材/パルプ	249	4.0	-45.3	276	2.8	10.8
化学/医薬	646	10.3	45.5	823	8.2	27.4
ゴム/皮革	253	4.0	n.a.	179	1.8	-29.2
ガラス/土石	45	0.7	-62.2	240	2.4	433.3
鉄/非鉄/金属	446	7.1	32.3	1,012	10.1	126.9
一般機械器具	865	13.8	40.2	1,426	14.2	64.9
電気機械器具	364	5.8	-37.6	796	7.9	118.7
輸送機械器具	854	13.6	-5.8	1,162	11.6	36.1
精密機械器具	36	0.6	-57.6	217	2.2	502.8
非製造業	2388	38.0	27.2	3,097	30.8	29.7
農林水産業	n.a.	n.a.	n.a.	6	0.1	n.a.
建設業	22	0.4	144.4	11	0.1	-50.0
運輸業	24	0.4	-59.3	53	0.5	120.8
通信業	47	0.7	261.5	245	2.4	421.3
卸/小売業	924	14.7	14.8	1,506	15.0	63.0
金融/保険業	818	13.0	-12.8	590	5.9	-27.9
不動産業	267	4.2	n.a.	512	5.1	91.8
サービス業	292	4.6	224.4	179	1.8	-38.7

出所：JETRO 調査レポート「2011年の対中直接投資動向」（2012年5月）

全体的に、製造業投資の成長が顕著であり、依然として製造業に偏重していることに変わりは無いように思われる。但し、食料品、ゴムや木材等の伝統業種への投資が全体に占める割合が横這いかあるいは縮小傾向に転じ、精密機械や通信業等の現代産業が急拡大している。また、非製造業では、卸/小売業の存在感が高まったことが見て取れる。

『環球』雑誌（Globe、新華社傘下情報誌）は、従来の日本対中直接投資が労働集約型や生産技術が簡単な業種に集中していたが、2011年からそれに変化が起り、日本が「真のノウハウ」を持ち出したと指摘している⁴³。同誌では、産業用ロボット世界シェア第一位の

⁴³ 2012年1月16日号「環球」雑誌記事--「日本企業が「西」を見る（日本企業向西看）」。

安川電機が、江蘇省で同社の初の海外工場を建設すること、日本最大の乳酸菌飲料メーカーであるヤクルトが、中国で海外の二つ目の研究開発拠点を設置したことをその例として挙げている。

また、JETRO の公表資料及び分析によれば、2011 年の日本の対中直接投資には、下記のような特徴があったことを指摘している⁴⁴。

- ① 大型投資が目立った。2010 年までの数年間は代表的案件を拾う際に、対象を 5 億円以上にすると数が限られたが、2011 年に 20 億円を超える案件だけでもかなりの数に上った。
- ② 製造業のさまざまな業種で能力増強投資が相次いだ。なかでも輸送機器のサプライヤーの案件が多かった。
- ③ 業種横断的傾向として、大手企業による中国統括会社の設立が目立った。これは大型投資の増加の要因でもあり、武田薬品工業、住友化学、第一三共、安川電機、クレハなどが該当する。統括拠点の設置により、多数の中国法人の間接部門の重複によるロスの回避、資金運用の効率化、専門部署による法務・コンプライアンス対応などが期待できる。

総じて言えば、2011 年に急増した日本の対中直接投資は、依然として製造業が全体の 7 割を占めているが、最新の設備を持ち出した大型案件への脱皮の兆候や、統括会社設置等といった投資手法の進化は、投資の質に関する一定の変化と見て取れる。この観点からは、中国は先端設備を持ち出すべき国であると判断した根拠が、中国国内の需要高度化への対応であり、日本企業の投資急増は主として中国側の要因によるものということになる。

4. 最後に

2011 年以降に見られた日本の製造業による大型投資の増加と 2014 年に入ってから低調な動きは、日本からの対中直接投資が一つの転換点を迎えたことを意味している可能性がある。即ち、最近の中国での生産能力の増強は中国国内の販売増を主たる目的としているが、地場企業が育つ中で競争も激しくなっており、国際協力銀行の調査でも、中国市場における中国企業の競争力は自社以上との評価が示されている⁴⁵。2011 年～2013 年にかけて行われた投資が、どの程度の実を結ぶかを慎重に見極めるには、ある程度の時間が必要なものと思われる。そのため、日本の対中投資が今年に入り前年比で大きく減少していることは、日本企業に取り中国市場が重要でないということの意味するものではなく、先端設備を持ち出した成果を見極めつつ新しい関係を模索する期間に入っている状況を示していると、評価できるのではないかと考えられる。

以上

⁴⁴ JETRO 調査レポート「2011 年の対中直接投資動向」（2012 年 5 月）。

⁴⁵ 脚注 1 同 P54 参照。

ご照会先

株式会社国際協力銀行 北京代表処

中華人民共和国 北京市建国門外大街2号 銀泰中心C座 2102号

Tel: +86-10-6505-8989 Fax : +86-10-6505-3829

本レポートは中国に関する概略的情報を株式会社国際協力銀行 北京代表処が皆様に無償ベースにて提供するものであり、当代表処は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承下さい。